

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 教育部社会教育課 契約名 (仮称) 新津名図書館新築工事設計業務		
審査の日時	平成30年10月19日(金) 午後1時～		
審査の場所	淡路市役所 2号館3階 大会議室		
予定価格	契約予定金額		
¥51,979,320.-	¥51,300,000.-		
当選基準点(当選要件)	600点 (評価点合計の6割)		
候補者名	昭和・多田設計共同体	総合点	792.0点
番号	提案者氏名(五十音順)	候補者の選定理由	
1	(株)黒田建築設計事務所	技術評価点、価格評価点についても高得点で、本業務を遂行するために必要な企画力・技術力に優れており、類似の設計実績も多数あることから、本市の新たな文化・交流拠点として相応しい設計が期待できるため、最優秀候補者は「昭和・多田設計共同体」が適当であると認める。	
2	昭和・多田設計共同体		
3	(株)東畑建築事務所大阪事務所		
4	山下設計・砂田設計共同企業体		

※参加者名称(五十音順)

総合点 (点数順)	点数順位	価格評価点 (A)	技術評価点 (B)	審査合計点 (A) + (B)	備考
【満点1,000点】	1	50.0	742.0	792.0	最優秀候補者
	2	49.4	733.0	782.4	優秀候補者
	3	49.4	726.0	775.4	
	4	49.4	495.0	544.4	

契約予定金額 ¥51,300,000.- (うち消費税及び地方消費税相当額¥3,800,000.-)

<プロポーザルに参加する者に必要な資格>

(1) 提案事務所は、次のア～サまでの全ての要件を満たしていること。

ア 平成30・31年度の淡路市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)において、測量・建設コンサルタント、建築工事(意匠)及び建築工事(構造)に登録があること。

イ 本業務の受託候補者決定の日までに淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の(ア)～(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の受託候補者決定の日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生  
手続開始決定がされていない者
- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生  
手続開始決定がされていない者
- エ 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定  
める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- オ 公告の日から、参加表明書等の提出期限までの期間に、建築士法（昭和25年法律第202号）第26  
条第2項の規定による監督処分を受けていない者
- カ 国税又は地方税の滞納をしていない者
- キ 提案事務所の代表者が所属又は代表する設計事務所が建築士法第23条の規定による一級建築士事務  
所登録をしていること。
- ク 提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任もって総括する立場にある者（以下「管理  
技術者」という。）1人を配置すること。
- ケ 次の(ア)から(ウ)までの管理技術者及び主任技術者をそれぞれ1名配置できること。この場合におい  
て、管理技術者は、各主任技術者を兼任することはできない。
- (ア) 一級建築士（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）の資格を有する管  
理技術者及び「建築（意匠）」の主任技術者
- (イ) 建築士法第10条の2の2に基づく、規定する構造設計一級建築士の資格を有する「建築（構造）」  
の主任技術者
- (ウ) 一級建築士又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士の資格を有する「電気設備」及び「機  
械設備」の主任技術者。この場合において、建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士  
の資格を有する者は、ケの規定にかかわらず「電気設備」及び「機械設備」の各主任技術者を兼ねるこ  
とができる。
- コ 管理技術者及び配置予定技術者は、参加申込書の受付日以前に、提案事務所又は協力事務所と直接かつ  
恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
- サ 管理技術者は平成17年4月1日から公告日の前日までに竣工した、以下の(ア)から(エ)までのい  
ずれかの建築物で工事に係る部分の床面積が1,500㎡以上の新築、増築又は改築の設計業務の実績を  
有すること（複合施設の場合は、次の(ア)から(エ)までのいずれかの用途部分が1,500㎡以上と  
する。）。
- (ア) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する地方公共団体が設置する図書館（地  
方公共団体が実施するPFI事業により設置したものを含む。）
- (イ) 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）に規定する国立国会図書館
- (ウ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学に附属する図書館
- (エ) 国又は地方公共団体が発注した「平成21年国土交通省告示第15号別添2第12号第2類」に分  
類される建築物
- (2) 提案事務所が設計共同体の場合は、次のアからエまでの全ての要件を満たしていること。
- ア 参加表明書の提出までに設計共同体を組織していること。
- イ 設計共同体を構成する設計事務所（以下「構成員」という。）全てが(1)のアからカまでの要件を全て  
満たす者であること。
- ウ 構成員の数が2又は3であること。
- エ 構成員が本プロポーザルに参加する他の提案事務所又は協力事務所を兼ねていないこと。
- (3) 協力事務所は、(1)のイからカまでの全ての要件を満たしていること。